



日本カイロプラクティック登録機構

JCR 登録制度に関する Q & A

【カイロプラクティックの担当省庁】

Q 1) なぜ日本カイロプラクティック登録機構（以下、JCR）は、カイロプラクター登録者名簿を厚生労働省医政局医事課に提出しているのでしょうか。

A 1) 厚生労働省医政局医事課は医師、歯科医師その他医療関係者に関する事務の総括を担当しています。医事課はカイロプラクティックを医業類似行為に分類し、過去にも通知を出していることから名簿提出に一番適切な部署だと判断しています。年二回提出されている JCR のカイロプラクター登録者名簿は医事課で保管されています。

【カイロプラクター登録者名簿】

Q 2) 他団体も厚生労働省に登録者名簿を提出していると聞きましたが、JCR とそれらの団体との違いは为什么呢。

A 2) JCR と他団体による登録者名簿の大きな違いは、カイロプラクターの基準の定め方です。JCR 登録制度は WHO 指針による「教育」・「試験」・「登録」基準を満たしたカイロプラクターの登録者名簿です。また JCR 登録試験は第三者評価機関である国際カイロプラクティック試験委員会（IBCE）に委託することで海外と同レベルの公平な評価が可能です。WHO 指針に準拠した正規のカイロプラクターを登録する組織は、JCR のみです。

【海外の教育機関卒業生の登録】

Q 3) 海外のカイロプラクティック大学を卒業すれば JCR に登録できるのでしょうか。

A 3) 海外のカイロプラクティック大学を卒業した場合でも JCR に登録する際は JCR 登録試験に合格する必要があります。JCR 登録試験合格と同等の条件は、①法制化された国（州）の開業資格取得もしくは②全米カイロプラクティック試験委員会（NBCE）I 部および I I 部合格となります。JCR 登録試験が導入される 2011 年 2 月以前に海外のカイロプラクティック大学を卒業した人は試験が免除されています。

Q 4) なぜ海外のカイロプラクティック大学を卒業しても JCR 登録試験が必要なのでしょうか。



日本カイロプラクティック登録機構

A 4) 海外の法制化された国々でカイロプラクターになるためには、カイロプラクティック大学卒業後（もしくは在学中）に国家試験（州試験）を受験して国家資格（州資格）を取得しなければなりません。つまり JCR 登録制度では海外と同様、「教育」「試験」「登録」の手順を導入しています。そのため海外のカイロプラクティック大学を卒業して国家資格（または州資格）を取得していない場合、登録基準を満たす正規のカイロプラクターには該当しません。但し、上記の試験免除者は例外です。

【登録試験の受験対象者】

Q 5) WHO 指針に準拠したカイロプラクティック教育修了者以外は、JCR 登録試験を受験できないのでしょうか。

A 5) 現在のところ WHO 指針に準拠したカイロプラクティック教育修了者や予定者以外は受験できません。海外には WHO 基準のカイロプラクティック大学が約 40 校あります。国内のカイロプラクティック教育は、①各地域のカイロプラクティック教育審議会（CCE）国際認証プログラム（2016 年 8 月現在、東京カレッジオブカイロプラクティックのみ）、もしくは②日本カイロプラクターズ協会（JAC）承認のもと CCE 国際認証プログラムが間接的に提供している期間限定プログラム（CSC プログラムおよび安全教育プログラム）です。日本で医師、歯科医師、あん摩マッサージ指圧師・鍼師・灸師、柔道整復師などの国家資格を取得している場合でも上記のいずれかの教育を受けなければ JCR 登録試験を受験することはできません。CCE 国際認証と関係のない学校が独自で「WHO 指針に準拠したプログラム」と謳っているケースがありますのでご注意ください。

【カイロプラクター登録者数】

Q 6) いつから JCR は厚生労働省にカイロプラクター登録者名簿を提出しているのですか。また登録者の数は何名ですか？

A 6) 第一回（2014 年 10 月 16 日）から第二回（2015 年 4 月 24 日）、第三回（2015 年 11 月 6 日）、第四回（2016 年 4 月 14 日）まで厚生労働省医政局医事課にカイロプラクター登録者名簿を提出しています。2016 年 8 月末現在、登録者数は 491 名です。

2016 年 8 月 22 日

日本カイロプラクティック登録機構（JCR）事務局